

# 四半期報告書

(第74期第1四半期)

自 平成20年4月1日

至 平成20年6月30日

**ニチコン株式会社**

京都市中京区烏丸通御池上る  
二条殿町551番地

E01904

# 目 次

頁

表 紙

## 第一部 企業情報

### 第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移 .....	1
2 事業の内容 .....	2
3 関係会社の状況 .....	2
4 従業員の状況 .....	2

### 第2 事業の状況

1 生産、受注及び販売の状況 .....	3
2 経営上の重要な契約等 .....	3
3 財政状態及び経営成績の分析 .....	4

### 第3 設備の状況 .....

6

### 第4 提出会社の状況

#### 1 株式等の状況

(1) 株式の総数等 .....	7
(2) 新株予約権等の状況 .....	8
(3) ライツプランの内容 .....	11
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移 .....	11
(5) 大株主の状況 .....	11
(6) 議決権の状況 .....	11

#### 2 株価の推移 .....

12

#### 3 役員の状況 .....

12

### 第5 経理の状況 .....

13

#### 1 四半期連結財務諸表

(1) 四半期連結貸借対照表 .....	14
(2) 四半期連結損益計算書 .....	16
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書 .....	17

#### 2 その他 .....

23

## 第二部 提出会社の保証会社等の情報 .....

24

[四半期レビュー報告書]

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年8月12日
【四半期会計期間】	第74期第1四半期（自平成20年4月1日至平成20年6月30日）
【会社名】	ニチコン株式会社
【英訳名】	NICHICON CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 荒木 幸彦
【本店の所在の場所】	京都市中京区烏丸通御池上る二条殿町551番地
【電話番号】	(075) 231-8461 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 近野 斉
【最寄りの連絡場所】	京都市中京区烏丸通御池上る二条殿町551番地
【電話番号】	(075) 231-8461 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 近野 斉
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪府中央区北浜一丁目8番16号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第74期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第73期
会計期間	自平成20年 4月1日 至平成20年 6月30日	自平成19年 4月1日 至平成20年 3月31日
売上高(百万円)	26,265	119,567
経常利益(百万円)	830	3,732
四半期(当期)純利益(百万円)	102	1,277
純資産額(百万円)	119,112	119,336
総資産額(百万円)	158,232	153,989
1株当たり純資産額(円)	1,654.72	1,664.70
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	1.44	17.31
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	—	—
自己資本比率(%)	74.7	77.2
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	2,869	11,503
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	△566	△9,502
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	△823	△4,522
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(百万円)	13,939	12,177
従業員数(人)	5,570	5,437

(注) 1. 当社は、四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

## 2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社および当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数（人）	5,570
---------	-------

（注）従業員数は就業人員であります。

### (2) 提出会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数（人）	928
---------	-----

（注）従業員数は就業人員であります。

## 第2【事業の状況】

### 1【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間における事業区分の生産実績は、次のとおりであります。

区分	当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
電子機器用 (百万円)	19,081
電力・機器用及び応用機器 (百万円)	2,470
回路製品 (百万円)	3,961
その他 (百万円)	310
合計 (百万円)	25,823

(注) 1. 金額は、販売価格によっております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

#### (2) 受注状況

当第1四半期連結会計期間における事業区分の受注状況は、次のとおりであります。

区分	受注高 (百万円)	受注残高(百万円)
電子機器用	17,064	12,320
電力・機器用及び応用機器	2,299	2,070
回路製品	2,823	1,831
その他	317	594
合計	22,504	16,816

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

#### (3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における事業区分の販売実績は、次のとおりであります。

区分	当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
電子機器用 (百万円)	19,322
電力・機器用及び応用機器 (百万円)	2,526
回路製品 (百万円)	4,105
その他 (百万円)	310
合計 (百万円)	26,265

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### 2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

### 3【財政状態及び経営成績の分析】

当第1四半期連結会計期間の財政状態および経営成績の分析は、以下のとおりであります。

なお、文中における将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

#### (1) 業績の状況

当第1四半期連結会計期間のわが国経済は、原油および原材料価格高騰の影響により企業収益が悪化し、設備投資への姿勢が慎重になるなど景気の減速感が一段と強まりました。海外におきましても、米国のサブプライムローン問題に端を発した世界的な信用収縮懸念、米国景気の後退および原油や資源の高騰に伴いインフレ率が上昇し、世界的な景気の減速傾向が鮮明になりました。

一方、当社グループが属するエレクトロニクス市場におきましては、国内を中心に車載関連ビジネスの拡大と、アジアにおけるデジタル家電やパソコン向けの需要が、堅調に推移しましたが、米国の自動車や住宅産業の不況の影響を受け、景況感の悪化から携帯電話向けの需要動向にも変化が見られるようになりました。

このような状況のなかで、当社グループは高機能化、デジタル化、環境対応などの顧客ニーズに対応した新製品ならびに高付加価値製品の拡販に努め、諸資材価格の高騰と高止まりへの対策として、トータルコストの低減や生産性の向上などの改善活動の推進に継続的な取り組みを行いました。また、全体としての需要後退による売上高の減少が売上総利益を圧迫し、加えて、為替の急激な円高も業績にインパクトを与えるところとなりました。

これらの結果、当第1四半期連結会計期間の売上高は26,265百万円となりました。また、営業損失は381百万円、経常利益は830百万円、四半期純利益は102百万円となりました。

部門別売上高につきましては、電子機器用は車載向けやインバータ機器向けの需要が増加しましたが、情報通信機器向けの受注の伸び悩みなどにより、19,322百万円となりました。

電力・機器用及び応用機器は、ハイブリッド車および車両用の需要は増加しましたが、応用機器の需要減少により2,526百万円となりました。

回路製品は、機能モジュールはインバータ機器向け等の需要が増加しましたが、スイッチング電源はアミューズメント機器向け売上の伸び悩みにより4,105百万円となりました。

海外売上高につきましては、アジア市場はデジタル家電機器やパソコン向けが堅調に推移しましたが、情報通信機器向けの受注の伸び悩み、また、欧州市場はAV機器向けの需要の減少等により、米国市場は景気の減速による自動車向け需要の減少等により連結売上高に占める海外売上高の割合は56.9%となりました。

設備投資につきましては、コアビジネスの強化を図るため、合理化、省力化、開発関連投資を中心に4,752百万円を実施しました。なお、所要資金は全額自己資金により充当しております。

所在地別業績は、次のとおりであります。

#### ①日本

国内においては、薄型テレビなどのデジタル家電機器や自動車向けが堅調に推移しましたが、その他の受注の伸び悩みなどにより、売上高は12,674百万円となりました。営業損益は、差別化商品・高付加価値商品の拡販による増収効果や、生産性向上によるコストダウンおよび収益性向上対策を推進しましたが、素材価格の高騰の影響および法人税法の改正に伴う減価償却負担の増加等により664百万円の損失となりました。

#### ②米国

米国地域においては、サブプライムローン問題等の影響による自動車向け需要の大幅な減少等により、売上高は1,805百万円となりました。営業損益は、売上高の減少が利益を圧迫し8百万円の損失となりました。

#### ③アジア

アジア地域においては、デジタル家電やパソコン向けの需要が堅調に推移しましたが、情報通信機器向けの受注の伸び悩みの影響により売上高は10,248百万円となりました。営業損益につきましては、原材料価格高騰等が利益を圧迫し21百万円の損失となりました。

#### ④その他の地域

その他の地域においては、AV機器向けの需要の減少等により、売上高は1,537百万円となりました。営業損益につきましては、在庫圧縮による売上原価の改善や販売コストの削減等の効果により271百万円の利益となりました。

## (2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は、13,939百万円となりました。当第1四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によって得られた資金は、2,869百万円の収入となりました。これは主に、減価償却費が2,680百万円、売上債権の減少額が953百万円となったこと等によるものです。

### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動に使用した資金は、566百万円の支出となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出が1,816百万円、有価証券・投資有価証券の取得による支出が2,423百万円となりましたが、一方で、有価証券・投資有価証券の売却及び償還による収入が3,745百万円となったこと等によるものです。

### （財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動に使用した資金は、823百万円の支出となりました。これは主に、配当金の支払額が750百万円となったこと等によるものです。

## (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第127条各号に掲げる事項）は次のとおりであります。

株式会社の支配に関する基本方針について

当社は、平成18年5月31日開催の取締役会において、株主価値向上の観点から、「当社株式の大量買付けに関する適正ルール（買収防衛策）」の導入につき決議し、同日付で公表いたしました。

当社は、当社に対し買収提案が行われた場合に、これを受け入れるか否かの最終的な判断は、その時点における当社株主の皆様へ委ねられるべきであり、またその場合に株主の皆様が、十分な情報と相当な検討期間に基づき、公正で透明性の高い株主意思の確認手続きを通じた判断（インフォームド・ジャッジメント）を行えるようにすることが、企業価値および株主共同の利益の確保と向上のため必要であると考えております。

そこで、「当社株式の大量買付けに関する適正ルール（買収防衛策）」として、①当社の株券等を15%以上取得しようとする者（買収提案者）に対し、事前に一定の必要情報を当社取締役会に提出することを要請し、②買収提案者の提案が当社の企業価値および株主共同の利益に資するか否かを取締役会において検討する検討期間を設定し、③上記検討期間を経た上で、行使条件につき差別条項を設けた新株予約権を発行することの可否につき、株主の皆様意思を確認するための手続きを行うことを内容とするルールを策定いたしました。

株主意思の確認手続きの結果、株主の皆様が当該新株予約権の発行につき賛同された場合、またはこのルールが遵守されない場合であって、当社の株券等を15%以上保有する者が出現し、もしくはそのような者が出現する可能性のある公開買付けが開始されたときには、株主価値向上の観点から、当社株式の大量買付けに対する対抗措置として、取締役会の決議により新株予約権が発行されることとなります。

## (4) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は689百万円であります。

なお、当第1四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。



### 第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	137,000,000
計	137,000,000

##### ②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成20年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成20年8月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	78,000,000	78,000,000	東京証券取引所 大阪証券取引所 名古屋証券取引所 各市場第一部	—
計	78,000,000	78,000,000	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成20年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成16年6月29日定時株主総会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	3,695
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	369,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,514
新株予約権の行使期間	自 平成18年7月1日 至 平成21年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,514 資本組入額 757
新株予約権の行使の条件	1. 新株予約権一部行使はできないものとする。(新株予約権1個を最低行使単位とする) 2. 新株予約権の質入、その他の処分および相続は認めない。 3. その他の権利行使の条件については、総会決議および取締役会決議に基づき、当社と当該対象者との間で締結した契約に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、この調整は本新株予約権のうち当該時点で権利を行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

また、当社が合併または株式分割を行う場合等、目的となる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割等の条件を勘案のうえ、合理的な範囲に目的となる株式の数を調整する。

2. 新株予約権行使に際して払込みをなすべき1株当たりの金額は、新株予約権発行の日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の金額は切り上げる)とする。

ただし、当該払込価額が新株予約権発行の日の東京証券取引所における当社普通株式の終値(取引が成立しない場合はその前日の終値)を下回る場合は、当該終値とする。

なお、株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使の場合は含まない)が行われる場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行による増加株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全に親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は払込価額の調整を行うことができるものとする。

3. 当社は、新株予約権の割当てを受けた者が「新株予約権の行使の条件」により行使できなくなった場合、およびその他当社が必要と認めるときは、無償で消却することができる。

平成17年6月29日定時株主総会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	4,608
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	460,800
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,574
新株予約権の行使期間	自 平成19年7月1日 至 平成22年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,574 資本組入額 787
新株予約権の行使の条件	1. 新株予約権一部行使はできないものとする。(新株予約権1個を最低行使単位とする) 2. 新株予約権の質入、その他の処分および相続は認めない。 3. その他の権利行使の条件については、総会決議および取締役会決議に基づき、当社と当該対象者との間で締結した契約に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、この調整は本新株予約権のうち当該時点で権利を行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

また、当社が合併または株式分割を行う場合等、目的となる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割等の条件を勘案のうえ、合理的な範囲に目的となる株式の数を調整する。

2. 新株予約権行使に際して払込みをなすべき1株当たりの金額は、新株予約権発行の日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の金額は切り上げる)とする。

ただし、当該払込価額が新株予約権発行の日の東京証券取引所における当社普通株式の終値(取引が成立しない場合はその前日の終値)を下回る場合は、当該終値とする。

なお、株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使の場合は含まない)が行われる場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行による増加株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全に親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は払込価額の調整を行うことができるものとする。

3. 当社は、新株予約権の割当てを受けた者が「新株予約権の行使の条件」により行使できなくなった場合、およびその他当社が必要と認めるときは、無償で消却することができる。

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成18年6月29日定時株主総会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	5,330
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	533,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,485
新株予約権の行使期間	自 平成20年7月1日 至 平成23年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,485 資本組入額 854
新株予約権の行使の条件	1. 新株予約権一部行使はできないものとする。(新株予約権1個を最低行使単位とする) 2. 新株予約権の質入、その他の処分および相続は認めない。 3. その他の権利行使の条件については、総会決議および取締役会決議に基づき、当社と当該対象者との間で締結した契約に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

また、当社が合併または株式分割を行う場合等、目的である株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または株式分割等の条件を勘案のうえ、合理的な範囲で株式の数を調整する。

2. 新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの行使時の払込価額に上表の「株式の数(株)」に定める新株予約権1個の目的である株式数を乗じた金額とする。払込価額は、新株予約権発行の日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の金額は切り上げる)とする。ただし、当該払込価額が新株予約権発行の日の東京証券取引所における当社普通株式の終値(取引が成立しない場合はその前日の終値)を下回る場合は、当該終値とする。なお、株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使の場合は含まない)が行われる場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行による増加株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

当社が合併、会社分割、株式分割または株式併合等を行うことにより、払込価額の変更をすることが適切な場合は、当社は払込価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の割当てを受けた者が「新株予約権の行使の条件」により行使できなくなった場合、およびその他当社が必要と認めるときは、無償で取得することができる。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(百万円)	資本金残高(百万円)	資本準備金増減額(百万円)	資本準備金残高(百万円)
平成20年4月1日～ 平成20年6月30日	—	78,000,000	—	14,286	—	17,065

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成20年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

(平成20年6月30日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 6,554,200	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 71,368,100	713,681	—
単元未満株式	普通株式 77,700	—	—
発行済株式総数	78,000,000	—	—
総株主の議決権	—	713,681	—

(注) 「完全議決権株式(自己株式等)」欄は、全て当社保有の自己株式であります。

② 【自己株式等】

(平成20年6月30日現在)

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
ニチコン株式会社	京都市中京区烏丸通御池上る二条殿町551番地	6,554,200	—	6,554,200	8.40
計	—	6,554,200	—	6,554,200	8.40

## 2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月
最高（円）	865	1,010	992
最低（円）	775	795	857

（注）最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部によっております。

## 3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

役職の異動

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
取締役	執行役員常務管理本部長 兼管理本部経理部長	取締役	執行役員管理本部長 兼管理本部経理部長	近野 齊	平成20年7月1日
取締役	執行役員アルミ電解コン デンサ事業部長	取締役	執行役員アルミ電解コン デンサ事業部副事業部長	森永 芳孝	平成20年7月1日

## 第5【経理の状況】

### 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。



1 【四半期連結財務諸表】  
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る要約 連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	14,039	12,177
受取手形及び売掛金	29,188	29,593
有価証券	7,817	7,110
製品	9,881	10,149
原材料	4,452	4,818
仕掛品	6,399	5,178
その他	3,580	3,017
貸倒引当金	△136	△122
流動資産合計	75,222	71,922
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	* 16,528	* 15,099
機械装置及び運搬具（純額）	* 24,319	* 23,002
その他（純額）	* 8,051	* 8,706
有形固定資産合計	48,899	46,808
無形固定資産	220	229
投資その他の資産		
投資有価証券	30,518	31,725
その他	3,630	3,580
貸倒引当金	△258	△277
投資その他の資産合計	33,890	35,028
固定資産合計	83,010	82,066
資産合計	158,232	153,989
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	17,390	18,392
未払法人税等	781	765
賞与引当金	666	1,387
その他の引当金	35	35
その他	14,738	8,834
流動負債合計	33,612	29,414
固定負債		
退職給付引当金	3,813	3,794
その他	1,693	1,444
固定負債合計	5,507	5,238
負債合計	39,120	34,652

(単位：百万円)

当第1四半期連結会計期間末  
(平成20年6月30日)

前連結会計年度末に係る要約  
連結貸借対照表  
(平成20年3月31日)

純資産の部		
株主資本		
資本金	14,286	14,286
資本剰余金	17,070	17,070
利益剰余金	93,157	93,674
自己株式	△8,113	△8,113
株主資本合計	116,401	116,918
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,947	2,576
繰延ヘッジ損益	2	40
為替換算調整勘定	△1,130	△600
評価・換算差額等合計	1,820	2,017
新株予約権	114	100
少数株主持分	777	300
純資産合計	119,112	119,336
負債純資産合計	158,232	153,989

(2) 【四半期連結損益計算書】  
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

当第1四半期連結累計期間  
 (自 平成20年4月1日  
 至 平成20年6月30日)

売上高	26,265
売上原価	23,494
売上総利益	2,770
販売費及び一般管理費	* 3,152
営業損失(△)	△381
営業外収益	
受取利息	110
受取配当金	125
持分法による投資利益	16
為替差益	926
その他	64
営業外収益合計	1,243
営業外費用	
支払利息	2
その他	29
営業外費用合計	31
経常利益	830
特別利益	
投資有価証券売却益	106
その他	12
特別利益合計	119
特別損失	
固定資産処分損	28
たな卸資産評価損	294
その他	61
特別損失合計	384
税金等調整前四半期純利益	565
法人税、住民税及び事業税	572
法人税等調整額	△147
法人税等合計	425
少数株主利益	37
四半期純利益	102

## (3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第1四半期連結累計期間  
(自 平成20年4月1日  
至 平成20年6月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	565
減価償却費	2,680
有形固定資産処分損益 (△は益)	28
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△32
受取利息及び受取配当金	△236
支払利息	2
売上債権の増減額 (△は増加)	953
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△461
仕入債務の増減額 (△は減少)	△320
その他	41
小計	3,221
利息及び配当金の受取額	236
利息の支払額	△2
法人税等の支払額	△586
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,869
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	△1,198
有価証券の売却及び償還による収入	3,502
有形固定資産の取得による支出	△1,816
投資有価証券の取得による支出	△1,224
投資有価証券の売却による収入	243
長期貸付けによる支出	△44
長期貸付金の回収による収入	33
その他	△62
投資活動によるキャッシュ・フロー	△566
財務活動によるキャッシュ・フロー	
配当金の支払額	△750
少数株主への配当金の支払額	△66
その他	△6
財務活動によるキャッシュ・フロー	△823
現金及び現金同等物に係る換算差額	123
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	1,603
現金及び現金同等物の期首残高	12,177
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	159
現金及び現金同等物の四半期末残高	* 13,939

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	<p>当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)</p>
<p>1. 連結の範囲に関する事項 の変更</p>	<p>(1) 連結の範囲の変更 当第1四半期連結会計期間より、日本リニアックス株式会社は重要性が増したため、連結の範囲に含めております。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数 21社</p>
<p>2. 会計処理基準に関する事項 の変更</p>	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 の変更 たな卸資産 通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、主として総平均法による原価法によっておりましたが、当第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、主として総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。 これにより、営業損益および経常損益は115百万円増加、税金等調整前四半期純損益は178百万円減少しております。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p> <p>(2) 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用 当第1四半期連結会計期間より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。 これによる営業損益、経常損益および税金等調整前四半期純損益に与える影響は軽微であります。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p>

	<p>当第1四半期連結会計期間  (自 平成20年4月1日  至 平成20年6月30日)</p>
2. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(3) リース取引に関する会計基準の適用  所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))および「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用することができることになったことに伴い、当第1四半期連結会計期間からこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。なお、リース取引開始日がリース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p> <p>これによる営業損益、経常損益および税金等調整前四半期純損益に与える影響はありません。</p>

【簡便な会計処理】

	<p>当第1四半期連結会計期間  (自 平成20年4月1日  至 平成20年6月30日)</p>
たな卸資産の評価方法	<p>当第1四半期連結会計期間末のたな卸高の算出に関しては、実地たな卸を省略し、前連結会計年度末の実地たな卸高を基礎として合理的な方法により算出する方法によっております。</p>

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【追加情報】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
(有形固定資産の耐用年数の変更) 当社および国内連結子会社は平成20年度の法人税法改正を契機に有形固定資産の耐用年数を見直し、当第1四半期連結会計期間より、機械装置の耐用年数を変更しております。 この変更により、従来の方法によった場合に比べ、営業損益、経常損益及び税金等調整前四半期純損益は、266百万円それぞれ減少しております。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
* 有形固定資産減価償却累計額 137,926百万円	* 有形固定資産減価償却累計額 137,806百万円

(四半期連結損益計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)														
* 販売費及び一般管理費の内、主要なものは次のとおりであります。														
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1. 運送費</td> <td style="text-align: right;">660百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">2. 広告宣伝費</td> <td style="text-align: right;">48</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">3. 給料手当及び賞与</td> <td style="text-align: right;">939</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">4. 退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">52</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">5. 賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">51</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">6. 減価償却費</td> <td style="text-align: right;">56</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">7. 研究開発費</td> <td style="text-align: right;">353</td> </tr> </table>	1. 運送費	660百万円	2. 広告宣伝費	48	3. 給料手当及び賞与	939	4. 退職給付費用	52	5. 賞与引当金繰入額	51	6. 減価償却費	56	7. 研究開発費	353
1. 運送費	660百万円													
2. 広告宣伝費	48													
3. 給料手当及び賞与	939													
4. 退職給付費用	52													
5. 賞与引当金繰入額	51													
6. 減価償却費	56													
7. 研究開発費	353													

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)						
* 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年6月30日現在) (百万円)						
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">現金及び預金</td> <td style="text-align: right;">14,039</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">預入期間が3か月を超える定期預金</td> <td style="text-align: right;">△100</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black; padding-left: 20px;">現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">13,939</td> </tr> </table>	現金及び預金	14,039	預入期間が3か月を超える定期預金	△100	現金及び現金同等物	13,939
現金及び預金	14,039					
預入期間が3か月を超える定期預金	△100					
現金及び現金同等物	13,939					

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成20年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 78,000,000株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 6,554,961株

3. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 114百万円

4. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	750	10.5	平成20年3月31日	平成20年6月30日	利益剰余金

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

当社および連結子会社は、コンデンサおよびその関連製品の製造ならびに販売を主な事業としておりますが、全セグメントの売上高の合計、営業損益および全セグメントの資産の金額の合計額に占める当事業の割合がいずれも90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。



【所在地別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日）

	日本 (百万円)	米国 (百万円)	アジア (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	12,674	1,805	10,248	1,537	26,265	—	26,265
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	9,575	0	831	5	10,413	(10,413)	—
計	22,249	1,806	11,080	1,542	36,678	(10,413)	26,265
営業利益（又は営業損失）	(664)	(8)	(21)	271	(423)	41	(381)

(注) 1. 国又は地域の区分は、地理的近接度により区分しております。

2. 各区分に属する国又は地域の内訳は次のとおりであります。

(1) アジア…シンガポール、マレーシア、台湾、中国

(2) その他…オーストリア

3. 会計処理の方法の変更

(棚卸資産の評価に関する会計基準)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」2. (1)に記載のとおり、当第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日）を適用しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、営業損益が、アジアで114百万円、日本およびその他でそれぞれ0百万円増加し、米国で0百万円減少しております。

(連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」2. (2)に記載のとおり、当第1四半期連結会計期間より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第18号 平成18年5月17日）を適用しております。これによるセグメント情報に与える影響は軽微であります。

4. 追加情報

(有形固定資産の耐用年数の変更)

当社および国内連結子会社は法人税法の改正に伴い、当第1四半期連結会計期間より、機械装置の耐用年数を変更しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、営業損益が、日本で266百万円減少しております。

【海外売上高】

当第1四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日）

	米州	アジア	その他	計
I 海外売上高（百万円）	1,808	11,453	1,695	14,957
II 連結売上高（百万円）				26,265
III 連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	6.9	43.6	6.4	56.9

(注) 1. 国又は地域の区分は、地理的近接度により区分しております。

2. 各区分に属する地域の主たる内訳は、次のとおりであります。

(1) 米州…アメリカ、ブラジル、メキシコ

(2) アジア…台湾、韓国、シンガポール、マレーシア、中国

(3) その他…オーストリア、イギリス、フランス、

3. 海外売上高は、当社の輸出高ならびに日本以外に所在する連結子会社の売上高の合計額（ただし、連結子会社間の内部売上高を除く）であります。

(有価証券関係)

前連結会計年度末から著しい変動が認められないため、記載を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度末から著しい変動が認められないため、記載を省略しております。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

1. スtock・オプションに係る当第1四半期連結会計期間における費用計上額及び科目名  
販売費及び一般管理費 13百万円

2. 当第1四半期連結会計期間に付与したStock・オプションの内容  
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
1株当たり純資産額 1,654.72円	1株当たり純資産額 1,664.70円

2. 1株当たり四半期純利益金額等

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額 1.44円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
四半期純利益(百万円)	102
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	102
期中平均株式数(千株)	71,445

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」2. 会計処理基準に関する事項の変更(3)に記載のとおりであります。

なお、リース取引開始日がリース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しておりますが、リース取引残高が前連結会計年度末に比べて著しい変動が認められないため、記載を省略しております。

## 2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年8月7日

ニチコン株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 石黒 訓 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 高橋 一浩 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 松尾 雅芳 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているニチコン株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的な手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ニチコン株式会社及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。